

新島学園短期大学障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

1. 基本理念

本指針（ガイドライン）は、新島学園短期大学（以下「本学」という。）における障がいのあるすべての学生に関わる修学支援について定めるものとする。本学で学ぶ障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるよう、本ガイドラインに基づき、合理的配慮の観点から障がいのある学生へ入学前から卒業後の進路決定まで総合的に支援を行う。

2. 支援対象

障がいにより修学及び学生生活において、本人及び保護者が支援を受けることを要請し、かつ、その必要性が認められた学生及び入学を希望する者とする。

3. 支援方針

障がいのある学生一人ひとりの要望に基づき、修学及び学生生活における障がいを取り除くための支援ニーズを把握し、合理的で社会的な自立を促す支援内容を本人及び保護者との合意形成の基に決定する。

4. 修学支援

(1) 相談窓口

学務課が窓口になり、修学支援、学生生活での支援、進路支援などについて学生委員長、学科長、ゼミ担当教員、（相談内容に応じて、教務委員長、キャリアセンター長）を交えて面談を行い、支援内容を決定する。

(2) 授業担当教員への配慮事項の伝達

障がいのある学生が授業時に必要とする配慮について、学務課から授業担当教員へ事前に伝える。

(3) 学内各部署への配慮事項の伝達

必要に応じて学務課から学内各部署へ配慮内容を伝え、本学全体で支援を行う。

(4) 試験・成績評価

公平に試験が受けられるように配慮する。ただし、成績評価については「ダブル・スタンダード」は設けず、全学生同一基準で行う。

(5) 学内施設の改善

学内のバリアフリー化に向け、可能な限り改善を図る。

(6) 個別対応

個別対応の具体的な事例は、別途定める。

5. この指針（ガイドライン）の改廃は、学生委員会で審議し、学長が決定する。

(補足)

6. 本学が主催する行事に参加する本学学生以外の障がい者から支援の申し出があった場合、その行事の主管部署、学科でその方法を検討、実施する。

附 則

この指針（ガイドライン）は2017年4月1日から施行する。

附 則

この指針（ガイドライン）は2024年4月1日から施行する。

新島学園短期大学 障がい学生支援について(教職員用)

はじめに

新島学園短期大学ではキリスト者、教育者である新島襄の人間観、教育観が受け継がれてきました。学生とともに模索しながら課題の解決に取り組み、「学生自身の成長」を促し、充実したキャンパスライフを送り、社会に出て行けるようサポートを行います。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について

2024年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が改正され、障がい者に対する差別的取扱いの禁止に加え、合理的配慮の不提供の禁止についても法的義務となりました。大学等における障がいのある学生の修学支援については、これまでよりも踏み込んだ対応が求められているところであります。個々の教職員の理解と尽力が不可欠であるとともに、全学的な支援体制の整備・充実を図ることが重要となります。

➤用語の説明

「差別的取扱い」：障がいを理由として障がい者の権利利益を侵害すること。

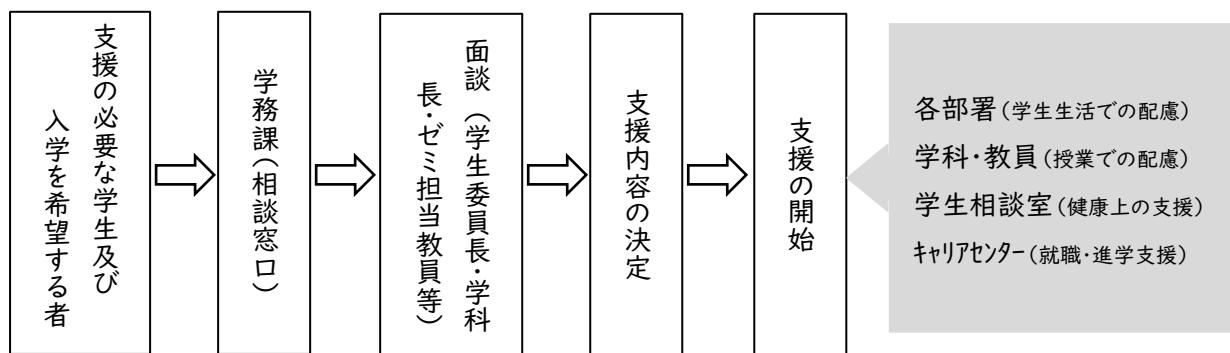
「合理的配慮」：障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。他の学生と等しく学ぶ「権利」を確保するための必要かつ適当な変更・調整。

「社会的障壁」：障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある方への偏見など)、その他一切のもの。

■支援体制について

障がい学生に対する支援内容は、学生本人及び保護者からの支援要請を受け、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、提供します。

～支援の流れ～



■個人情報について

障がいのある学生の修学支援を行うにあたり、学生の個人情報の管理を厳密に行い、情報の開示、提供が必要な場合は、必ず本人の同意を得ることが重要です。ただし、緊急時や生命に関わるような事態においてはこの限りではありません。

■災害時・緊急時の支援について

普段から、履修科目を把握する等、障がいのある学生の所在について把握しておくことが重要です。障がいのある学生の中には、一人で避難することが困難であったり、非常ベルや緊急放送、教職員の指示等に気づかないことも考えられるため、周囲の人の協力が不可欠です。独力で避難が困難な障がいのある学生に対しては避難場所に安全に移動できるよう、周囲にいる者に声をかけて支援者を募り、手助けをお願いします。

■本学が主催する行事等での配慮について

公開講座や各種イベントへの参加者、入学式、卒業式へ参列の保護者等も支援の対象となります。障がいのある方から支援の申し出があった場合はガイドラインに準じた支援方法の検討が必要です。

■障がいのある学生への授業配慮について

入学前及び入学後に本人及び保護者からの支援要請に基づき、学生委員長、学科長、セミ担当教員、学務課職員等を交えて面談を行い配慮を決定します。授業における配慮内容については、履修の登録が完了した時点で授業担当教員へお伝えします。ご理解とご協力をお願いいたします。

～配慮における留意点～

障がいのある学生は障がいのない学生に比べて多くの制限を受けています。ニーズに応じた配慮を行うことで制限や負担を軽減させることができます。

障がいは一様ではなく、障がいの部位や程度、障がい歴によっても個人差があり、学修手段や方法も異なります。実際に支援を行う際には個別の対応が必要となります。できるだけ自身でやりたいと考えている学生もいますので、この障がいがあるからこの配慮と決めつけず、学務課からの配慮依頼文書に沿って学生本人に確認し、できること、できないことを当該学生と調整するための建設的対話の場を設けてください。できる限り本人の希望を尊重した配慮をお願いします。対応や判断が困難な場合は、学務課へご相談ください。

■一般的な障がい別の配慮

【聴覚障がい】

音をきく、または感じる経路になんらかの障がいがあり、話し言葉や周囲の音がきこえなくなったり、ききづらくなる状態を「聴覚障がい」といいます。聴覚障がいのある学生は、話し言葉のきき取りに困難を示すことが多いため、大学生活においては授業中に先生の話がわからないなどの問題が生じます。

【授業前】

パワーポイント等の視覚教材を使用されるときは、画面印刷し配布してください。

【出席確認時】

音声による出席確認の場合は、目で合図する等して意思表示をしてください。

【授業中】

聴覚障がいのある学生の中には、話している教員の口の形や動きを見て(口話、読唇)会話内容を推

測し、理解する学生もいます。話をする際にはゆっくりとはっきりと口元が見えるように話してください。視覚的な情報が重要になりますので、資料の配布や板書、パワーポイント等の使用を増やし、大切な情報は「書いて」示す等ご配慮ください。補聴援助システム（先生が持つ送信機に入力された音声が、離れた場所にいる聴覚障がいのある学生の持つ受信機に届くシステム）を使用している場合は、専用のマイクを介して音声を聞き取るので、会場のマイクとは別に、学生が持参するマイクもご使用ください。

【課題、試験】

課題提出期限の延長や試験時間の延長等について、本人から相談がありましたらご対応をお願いします。対応方法に迷われましたら、学務課へご相談ください。

視覚障がい

視力や視野等の視機能に障がいがあり、見ることが不自由又は不可能になっている状態です。視覚障がいのある人は眼鏡やコンタクトレンズを使って矯正しても、十分な視力を得られません。視覚障がいは「盲」と「弱視」に分けられます。

【授業前】

弱視学生には資料をデータの形で事前に渡していただくと授業参加が容易になります。学生から具体的な要望があれば文字の大きさやフォントを調整した資料もご準備をお願いします。

【授業中】

座席 希望に応じて黒板やスクリーンが見えやすい場所、または音声の聞き取りやすい場所を確保してください。

指示語 音声による情報が重要です。説明等の際に「この…」や「そこの…」等の指示代名詞は避け、何を指しているのか具体的に理解できるようにお伝えください。

板書 板書の時は、声に出しながら書いていただくか、読み上げをお願いします。大きく分かりやすい字で板書をする等ご配慮ください。十分な情報が得にくい等、必要であると認められる場合は、ICレコーダー等による講義の録音許可をお願いします。

レポート提出 授業中にレポートや感想を書かせる等、代筆が必要な場合は学生本人と相談のうえ、メールで提出させる等ご配慮ください。

視覚教材 パワーポイントや映像教材の使用に際し、音声だけでは把握しにくい内容のものである場合には投影される内容をプリントして手渡して頂くか、事前にデータで本人にご提供ください。併せて、映像教材の貸出等配慮をお願いします。

【課題、試験】

課題提出期限の延長や試験時間の延長等について、本人から相談がありましたらご対応をお願いします。対応方法に迷われましたら、学務課へご相談ください。

肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいます。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。

【授業前】

車いすを使用していたり、歩行に時間がかかるために移動が間に合わず授業に遅刻することが考えられます。やむを得ない事情で遅刻する場合、不利になることがないようご配慮ください。

【授業中】

座席 教室配当や座席が学生にとって不適切な場合、学生本人に確認のうえ、座席や教室の変更等ご配慮ください。グループワークなどで座席を移動する必要がある場合、配置を工夫し、学生の移動がなるべく最小限になるようご配慮ください。

レポート提出 授業中にレポートや感想を書かせる等、代筆が必要な場合は生本人とご相談のうえ、メールで提出させる等ご配慮ください。

介助者や付き添いへの配慮 介助者や付き添いが必要な場合もあります。ご配慮ください。

【課題、試験】

課題提出期限の延長や試験時間の延長等について、本人から相談がありましたらご対応をお願いします。対応方法に迷われましたら、学務課へご相談ください。

内部障がい等

内部障がいとは、身体内部の臓器に何らかの障がいがあることを指します。内部障がいの具体的な種類については、身体障害者福祉法で定めるところの、「心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害、の計7障害」であるとされます。進行性の疾患を伴っていることも多く、症状の変化で不安を抱えたり、継続的な医療ケアが必要なケースもあります。

【授業前】

トイレ等に時間を要することもあり、授業に遅刻することが考えられます。やむを得ない事情で遅刻する場合、不利になることがないようご配慮ください。

【授業中】

教室配当や座席が不適切な場合、学生本人に確認のうえ、座席や教室の変更等ご配慮ください。薬の服用や水分補給、また授業中に入退出をする場合があることもご理解ください。

【課題、試験】

課題提出期限の延長や試験時間の延長等について、本人から相談がありましたらご対応をお願いします。対応方法に迷われましたら、学務課へご相談ください。

発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法において「ASD（自閉症、アスペルガー症候群）その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。障がいの内容や程度、要請に応じてケース・バイ・ケースの対応が必要となります。

【授業前】

突然の変更等には対応できないことがあります。教室変更の際の遅刻に関しては、不利になることがないようご配慮ください。

【授業中】

座席 光に敏感なケースもありますので、優先席の確保をご検討ください。授業・試験の終了まで同じ部屋に居続けることが困難な場合もありますので、出口に近い席を希望するケースが多いです。

指示 多数の情報を整理することが難しいので、箇条書きにする等、指示内容の細分化が必要です。
視覚的な情報伝達をしてください。

【課題、試験】

課題提出期限の延長や試験時間の延長等について、本人から相談がありましたらご対応をお願いします。見通しや優先順位をつけるのが難しいため、見本の提示や課題を細分化するなど調整をしてください。進捗管理も必要です。対応方法に迷われましたら、学務課へご相談ください。

精神障がい

大学生世代に多い代表的な精神障がいは「不安障がい」「気分障がい」「摂食障がい」「統合失調症」などです。主な症状として、睡眠リズムの乱れ、対人面での困難さ、気分の波等が挙げられます。精神疾患の症状は個別性があり、状態も一定ではありません。同一の障がい名であっても、必要とする支援の内容や程度は一人一人異なるため、画一的な支援方法はありません。

【授業前】

不安症状等で教室に入るまでに時間を要し授業に遅刻することが考えられます。やむを得ない事情で遅刻する場合、出席点で不利になることがないようご配慮ください。

【授業中】

座席 強い不安や恐怖が生じ、教室に居続けることが困難なケースもあります。本人が落ち着ける席を指定席にする等ご配慮ください。

指示 ディスカッションや大勢の前での発言ができないケースがあります。話そうと思っても話せない状態ですので、話せるまで待ったり、話すことを強要するのは避けてください。症状の悪化につながります。学修の本質を損なわないであれば、パワーポイントやポスター等の文字で発表するなど代替措置をお願いします。事前に何を質問するかを知らせておく、どのタイミングで質問するかを知らせておく等も有効です。

【課題、試験】

課題提出期限の延長や試験時間の延長、別室受験等について、本人から相談がありましたらご対応をお願いします。対応方法に迷われましたら、学務課へご相談ください。

※参考資料

日本学生支援機構 教職員のための障がい学生修学支援ガイド

内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進

厚生労働省 精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座

文部科学省 教育支援資料

青山学院大学 教職員向け各障がい別の学生支援について

同志社大学 障害学生への合理的配慮に関するガイド(教職員用)

東京大学 バリアフリー支援室 東京大学のバリアフリー